

益田市条例第 10 号

益田市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図るとともに、犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪行為及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、又は通学する者をいう。
- (5) 関係機関等 国、県その他の関係機関、犯罪被害者等の支援を行う団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する偏見、差別又は配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、平穩な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、十分配慮して行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、犯罪被害者等に係る個人情報^{ひばう}の取扱いに留意し、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び市がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、犯罪被害者等の地域社会での孤立及び二次被害を生じさせることがないように十分配慮するとともに、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び市がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることがないように十分配慮するとともに、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする

(情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について、必要な情報の提供及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪行為により死亡し、又は傷害を受けたことによる経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のうち規則で定める者に対し、一時金として見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請し、その決定を受けなければならない。ただし、当該申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病若しくは障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病若しくは障害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

3 偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けていた者又は見舞金の支給を受けた者で第14条の規定により支援を行わないこととされたものは、当該見舞金を市長に返還しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(日常生活の支援及び配慮)

第9条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の状況に応じた生活の支援及び精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保に向けた支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次被害又は再被害を受けることを防止し、その安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保

その他の必要な支援を行うものとする。

（居住の安定に向けた支援）

第 1 1 条 市は、犯罪等、二次被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図るため、一時的な市営住宅（益田市営住宅設置条例（昭和 3 9 年益田市条例第 2 2 号）第 2 条に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第 1 2 条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（意見の反映）

第 1 3 条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

（犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合）

第 1 4 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第 1 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 8 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。